

今回の調査対象の親事業者は回答用紙の中ほどの点線枠内に記載してあります。

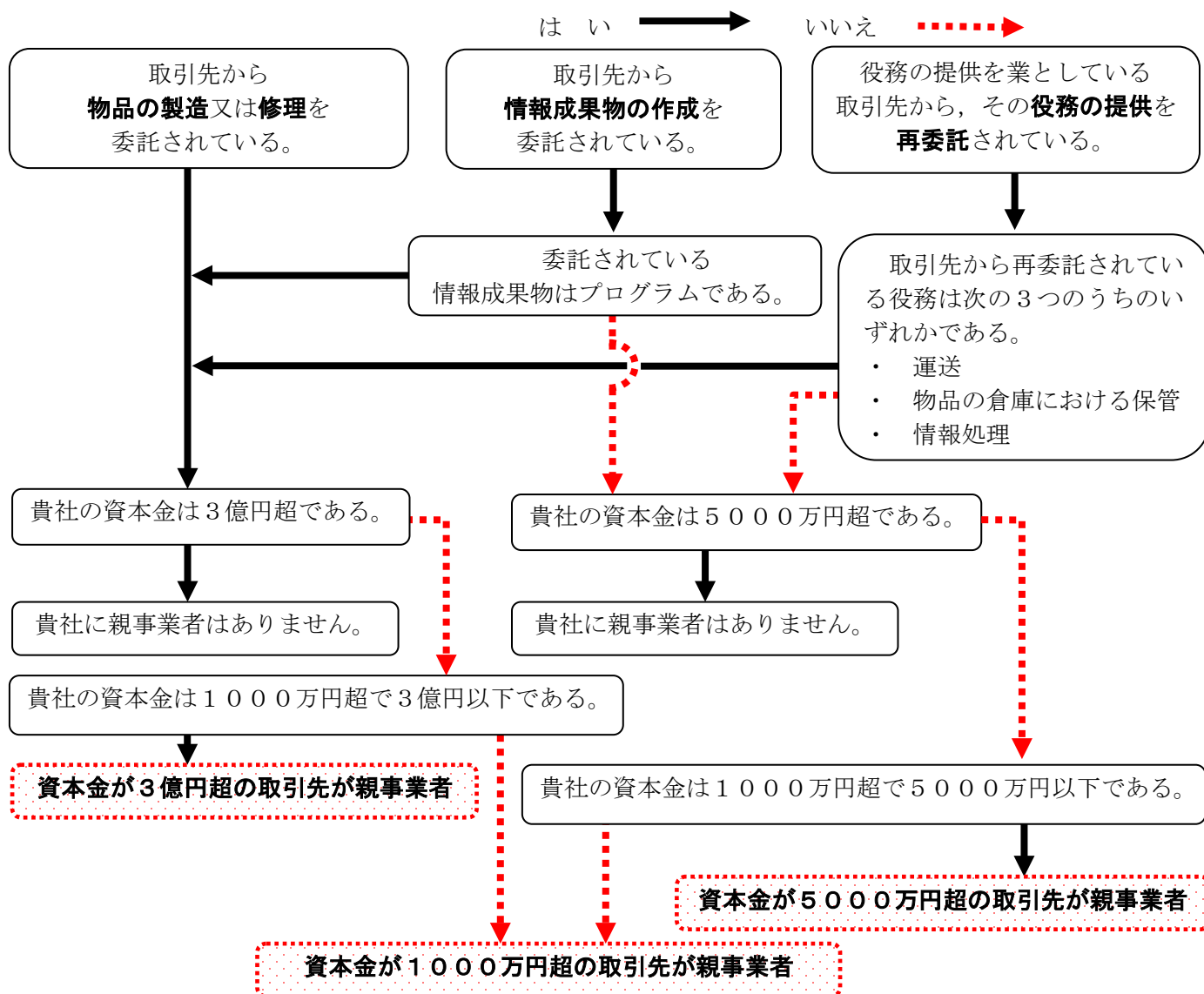
下の図は、他の親事業者の行為について情報提供いただける場合に、その親事業者が貴社にとって下請代金法上の親事業者に該当するか否かを確認するために利用してください。

親事業者と下請事業者の範囲

下請代金法が適用される範囲は、①取引（委託）の内容、②取引当事者の資本金（出資金等を含む。以下同じ。）の額の大小という2つの条件により決められています。

点線枠の箇所に到達した場合、そこに記載してある資本金の範囲の取引先が貴社にとっての下請代金法の適用を受ける親事業者になります。

取引先からの委託内容が、物品の製造（加工を含む。以下同じ。）、修理、情報成果物の作成又は役務の提供の4種類のいずれにも該当しない場合には、貴社に親事業者はありません。



(注1) 資本金が「3億円超」とは、資本金の額が3億円を超えている（3億円ちょうどは含まない。）ことであり、資本金が「3億円以下」とは、資本金の額が3億円を下回る（3億円ちょうどを含む。）ことをいいます。

(注2) 建設工事は建設業法が適用されるため本法の適用外となります。また、労働者派遣法に基づく労働者の派遣に関しても委託取引と異なるため、本法の適用外となります。

上記内容についての詳細は、中小企業庁ホームページの「下請取引適正化推進講習会テキスト（PDF版）」等を御覧下さい。<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/daikin.htm>